

藤沢市興行場法施行条例の制定について
藤沢市興行場法施行条例を次のように定める。

2012年（平成24年）3月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市興行場法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置場所の基準）

第2条 法第2条第2項の規定による興行場の設置の場所の基準は、興行場を設置しようとする場所の周囲に不浸透性材料による排水溝が設けられていることその他の公衆衛生上必要な措置が講じられていることとする。

（構造設備の基準）

第3条 法第2条第2項の規定による興行場全般の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 窓、給気口、排気口その他外壁の開口部には、金網その他のねずみ、昆虫等の侵入を防止するための設備を有すること。
- (2) 床が地盤面から45センチメートル未満の場合は、床面がコンクリートその他の不浸透性材料で覆われていること。
- (3) 客席は、食堂、便所及び売店と隔壁等により区画されていること。
- (4) 便所は、興行場内に有すること。ただし、興行場が当該興行場以外の用途に主として供する建築物の中に設置された小規模なものである場合において、当該興行場に近接した場所に適当な規模の便所が設置されているときは、この限りでない。

- (5) 各階に便所を有すること。ただし、階段の踊り場に近接した場所等に設置する場合は、この限りでない。
 - (6) 喫煙所（専らたばこを吸う用途に供するための区域をいう。以下同じ。）を設ける場合は、当該喫煙所は、喫煙所以外の区域へのたばこの煙の流出を防止できるものとして規則で定める構造設備の基準に適合するものであること。
- 2 法第2条第2項の規定による空気環境に係る興行場の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 興行場には、機械換気設備（送風機の機械力を利用して室内の空気を入れ換える設備をいう。以下同じ。）又は空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）できる設備をいう。以下同じ。）を有すること。
 - (2) 次の区分により、客席に、機械換気設備又は空気調和設備を有すること。
 - ア 客席の床面積が400平方メートルを超える興行場又は地下に客席がある興行場にあつては、空気調和設備又は給気用送風機と排気用送風機との併用による機械換気設備を有すること。
 - イ 客席の床面積が150平方メートルを超え400平方メートル以下の興行場にあつては、空気調和設備、給気用送風機と排気用送風機との併用による機械換気設備又は給気用送風機と容易に排気を屋外に排出できる自然排気口との併用による機械換気設備を有すること。ただし、自然給気口からの外気の供給が不足するおそれがない興行場にあつては、排気用送風機と自然給気口との併用による機械換気設備をもってこれに代えることができる。
 - (3) 前号に規定する機械換気設備又は空気調和設備の換気能力は、客席の床面積1平方メートル当たり毎時60立方メートル以上であること。
- 3 法第2条第2項の規定による照明設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 客席、ロビー、休憩室、廊下、階段及び便所にあつては床面において150ルクス以上、出入口、売店及び入場券売場にあつては床面から85センチメートルの高さにおいて300ルクス以上の照度を満たす機能を有すること。
 - (2) 上演等中客席の床面において0.2ルクス以上の照度を満たす機能を有すること。
- 4 法第2条第2項の規定による便所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 男性用及び女性用に区分すること。
- (2) 便所の出入口は、直接客席に開口しない構造であること。ただし、水洗便所であって、当該便所と客席との間に部屋を設けた場合は、この限りでない。
- (3) 床面及び床面から少なくとも1メートルまでの内壁は、不浸透性材料を用いて造られ、清掃が容易に行える構造であること。
- (4) 便器は、陶磁器製その他不浸透性材料で造られた物であること。
- (5) 清浄な水を供給できる適当な数の流水式給水栓を有する手洗い設備を有すること。
- (6) 便器の数は、次表左欄の客席の床面積（第1項第5号ただし書に該当する場合にあっては、興行場の入場者の便所ごとの利用状況に応じて、各階の客席の床面積を便所ごとに配分した場合の便所ごとの床面積）に応じ、同表右欄によって得られた数とし、かつ、男性用の便器の数は、小便器5個以内ごとに大便器1個とする。

客席の床面積	客席の床面積に対する便器数の割合
300平方メートル以下	15平方メートルごとに1個
300平方メートルを超え600平方メートル以下	20個＋（床面積－300平方メートル）につき20平方メートルごとに1個
600平方メートルを超え900平方メートル以下	35個＋（床面積－600平方メートル）につき30平方メートルごとに1個
900平方メートルを超える場合	45個＋（床面積－900平方メートル）につき60平方メートルごとに1個

（衛生上必要な措置の基準）

第4条 法第3条第2項の規定による興行場全般の衛生上必要な措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客席，ロビー，便所その他入場者が利用する場所は，毎日清掃し，常に清潔に保つこと。
- (2) ねずみ，昆虫等の生息状況について，6月以内ごとに1回，定期的に，統一的に調査を実施し，当該調査の結果に基づき，ねずみ，昆虫等の駆除を実施するとともに，当該調査及び駆除の実施記録を2年間保存すること。
- (3) 客席内の見やすい場所に温度計及び湿度計を設け，営業時間中常に快適な温

- 度及び湿度を保つようにすること。
- 2 法第3条第2項の規定による空気環境に係る衛生上必要な措置の基準は、次のとおりとする。
- (1) 機械換気設備及び空気調和設備は、定期的に保守点検し、故障又は破損している場合は、速やかに補修し、常に適正な機能が保持されるよう整備すること。
 - (2) 機械換気設備を使用する場合は、次の基準を満たす空気環境を維持すること。
 - ア 客席の炭酸ガス含有率は、1,000,000分の1,500以下であること。
 - イ 客席の浮遊粉じん量は、空気1立方メートル当たり0.2ミリグラム以下であること。
 - ウ 客席の空中落下細菌数は、5分間開放の平板培養法により座面において測定した数が30個以内であること。
 - (3) 空気調和設備を使用する場合は、前号に掲げる基準のほか、次の基準を満たす空気環境を維持すること。
 - ア 客席の温度は、17度から28度までの範囲に保ち、冷房する場合の外気との温度差は、7度以内とすること。
 - イ 客席の相対湿度は、30パーセントから80パーセントまでに保つこと。
 - ウ 客席の気流は、毎秒0.5メートル以下であること。
- 3 法第3条第2項の規定による照明に係る衛生上必要な措置の基準は、次のとおりとする。
- (1) 照明設備は、定期的に保守点検し、故障又は破損している場合には、速やかに補修し、又は取り替えること。
 - (2) 照度は、定期的に測定すること。
- 4 法第3条第2項の規定による清潔その他衛生上必要な措置の基準は、次のとおりとする。
- (1) 入場者の事故の発生に備え、救急医薬品等を適切に配備するとともに、医療機関と迅速かつ適切に対応できる体制を確立しておくこと。
 - (2) 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者は、業務に従事させないこと。
 - (3) 従業員の衣服は、常に清潔に保つこと。
 - (4) 興行場内（喫煙所を設ける場合は、喫煙所以外の区域）において喫煙が禁止

されている旨を入場者及び従業員に周知すること。

(仮設興行場の構造設備基準の特例)

第5条 一時的に興行場として使用する施設（以下「仮設興行場」という。）に係る法第2条第2項の規定による構造設備の基準は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 仮設興行場は、板、布その他これらに類するもので囲まれていること。
- (2) 用材は、堅固な物を用い、客席の床は板張りその他これに類する構造であること。
- (3) 客席に栈敷を設ける場合には、その高さは1.5メートル以下とし、栈敷の下に客席を有しないこと。
- (4) 客席内の通路、男性用及び女性用に区分した便所並びに照明設備を有すること。
- (5) 喫煙所を設ける場合は、当該喫煙所は、第3条第1項第6号の規則で定める構造設備の基準に適合するものであること。

(適用除外)

第6条 市長は、仮設興行場及び客席が屋外に設けられる興行場であることにより、前各条に規定する基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準の一部を適用しないことができる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、興行場法が改正されたことに伴い、興行場の設置の場所及び構造設備に係る公衆衛生上必要な基準並びに興行場について営業者が講ずべき衛生措置の基準について、新たに本市の条例において定める必要による。